

## 契約書別紙

この契約書別紙は、本契約の条項に基づき、利用者個別の事項を定めます。

### 1 提供するサービスの内容

#### (1) 居室

原則的に、お二人の相部屋となっています。

#### (2) 食事

〔	朝食	8:00	～	9:00
	昼食	11:30	～	13:00
	夕食	18:00	～	19:00

原則として1階の食堂にておとりいただきます。

#### (3) 入浴

入浴は原則として週3回以上実施します。

ただし、身体の状態に応じ、清拭となる場合があります。

#### (4) 地域生活移行支援

個別支援計画に基づき、地域において生活できるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な支援を行います。

#### (5) 健康管理

毎月1回、医務室にて精神科嘱託医による診察や健康相談サービスを受けることができます。

また、年間2回健康診断を行います。

ご利用中の健康管理は、八王子美山学園の看護師を中心に行ないます。通院が必要な場合には、あらかじめお伺いした方法に添って行ないます。尚、緊急の場合には、ご相談の上近隣の病院に通院させていただきますが、ご連絡がつかない場合には、通院後の連絡となることがあります。

#### (6) 理美容サービス

当施設では月に1回、理美容サービスを実施しています。

#### (7) 支援費支給申請の援助

支援費の支給期間終了に伴う支援費支給申請について、必要な援助を行います。

#### (8) 行政手続の代行

証明書の交付申請等の手続きについて、代行を行っています。

#### (9) その他

クラブ活動等の余暇活動支援や、預り金の管理サービス等を実施しております。

## 2 利用料金

利用者がお支払いただく利用料金は下表のとおりです。

支援費支給対象サービス利用者負担額	定率負担 原則指定施設支援に要した費用の1割 (区市町村が定めた額) 上限月額 円
行政手続き代行費	1回 2,500円～5000円 この他、手続きに係る交通費や行政の証明書代金、郵送代等は実費いただきます。
預り金等管理料	月額 円
食事の提供に要する費用(食費) ※	月額 48,000円
居住に要する費用(光熱水費) ※	月額 10,000円
補足給付費	1日
日常生活に要する費用	別紙 利用料一覧表とおり
創作活動、生産活動、余暇、外出支援	別紙 利用料一覧表とおり

この他、理美容や特別な食事に係る費用、また利用者の事情により必要となる嗜好品は、実費をいただきます。

なお、食費、光熱水費の費用については、食費、光熱水費の合算額から補足給付費を減じた額をお支払いただきます。

## 3 食事のキャンセル

食事については、急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。

- ・ご利用の1週間前までにご連絡いただいた場合 無料
- ・ご利用の3日前までにご連絡いただいた場合 50%
- ・ご利用の3日前までにご連絡いただかなかった場合 全額

料金については月額÷該当月日数にて単価を算出します。

事業者

(事業者名) 社会福祉法人やまゆり福祉会  
八王子美山学園  
(住所) 東京都八王子市美山町 767 番地の 2  
(代表者名) 水野直哉 印

上記内容の説明を受け、了承しました。

年 月 日

利用者

(住所)  
(氏名) 印

(代理人または立会人等)

(住所)  
(氏名) 印